

各 位

会社名 株式会社Livenup Group  
代表者名 代表取締役社長 二川 良介  
代表取締役社長 玉川 暁郎  
(コード番号：2977 TOKYO PRO Market)  
問合せ先 取締役管理部長 岩倉 一生  
TEL 03-5418-5100  
URL <https://www.livenup.co.jp/>

(訂正)「取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容、  
社外協力者に対するストック・オプションとしての新株予約権に関するお知らせ」の  
一部訂正について

2024年8月22日付にて公表いたしました適時開示書類「取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容、社外協力者に対するストック・オプションとしての新株予約権に関するお知らせ」につきまして、新株予約権の数の上限等に関する記載内容に一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。訂正箇所には、下線を付して表示しております。

## 記

## 【訂正箇所①】

(訂正前)

## 2. 取締役に対する報酬等の内容 (ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容)

## (1) 新株予約権の数の上限

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は、200個とする。

## (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は 100 株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(訂正後)

## 2. 取締役に対する報酬等の内容 (ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容)

## (1) 新株予約権の数の上限

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は、20,000個とする。

## (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は 1 株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数

の調整を行うことができるものとする。

## 【訂正箇所②】

(訂正前)

### 4. 社外協力者に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の数の上限

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限は、30個とする。

#### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は 100 株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(訂正後)

### 4. 社外協力者に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の数の上限

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限は、3,000個とする。

#### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は 1 株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

以上